

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 8 年 3 月 3 1 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和8年1月23日から令和8年2月22日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、ご意見は寄せられませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。